

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成27年11月24日

千葉県選挙管理委員会委員長 本木 陸夫

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
神子 良子	神子功後援会	平成26年10月7日
小平 由紀	こひら由紀と元気な松戸をつくる会	平成27年9月30日
三宅 良一	三宅良一後援会	平成27年10月1日
黒宮 昇	黒宮のぼる後援会	平成27年10月16日